

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
(昭和二十二年法律第二百十七号) (抄)

第七条 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
 - 二 第一条に規定する業務の種類
 - 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
 - 四 施術日又は施術時間
 - 五 その他厚生労働大臣が指定する事項
- 2 前項第一号乃至第三号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。